八尾市地域貢献精通型指名競争入札試行要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、八尾市が発注する建設工事の請負契約に係る地域貢献精通型指名競争入札を試行するにあたり、関係法令、八尾市財務規則（以下「規則」という。）、契約に関する諸規定、八尾市電子入札運用基準、建設工事等競争入札心得（電子入札用）及び指名競争入札参加者指名基準に定めるもののほか、当該入札を適正かつ合理的に行うため必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この要綱において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規定する建設工事（以下「工事」という。）をいう。

２　この要綱において「有資格者」とは、規則第100条第２項に定める者をいう。

３　この要綱において「地域貢献精通型指名競争入札」とは、防災への取り組みや災害時の対応力並びに地域に対する貢献度、精通度等を評価した入札をいい、災害時に対応できる市内業者の保護・育成にも寄与することを目指すため、第４条に規定する対象案件の発注に際し、第６条に規定する指名基準を定めて、第７条に規定する指名業者の選定方法により入札参加者を指名する競争入札方式をいう。

（入札方式）

第３条　この要綱による入札は、八尾市電子入札システムにより行う。

（対象案件）

第４条　地域貢献精通型指名競争入札の試行の対象は、予定価格が概ね２百万円以上５千万円未満の土木一式工事（ただし、下水道推進工事は除く。）及び舗装工事の中から八尾市建設工事競争入札審査委員会（以下「委員会」という。）が選定するものとする。

（評価基準）

第５条　地域貢献精通型指名競争入札を試行するにあたって、参加を希望する者は、次の各号に掲げる項目について評価を受けなければならない。

⑴　八尾市防災協力事業所認定制度への登録状況等

⑵　建設機械保有状況

⑶　風水害対応、緊急時の対応への協力

⑷　会社事務所所在年数

⑸　工事箇所と会社事務所の位置関係

（指名基準）

第６条　地域貢献精通型指名競争入札を試行するにあたって、次の各号に掲げる基準をすべて満たす有資格者の中から入札参加者の選定を行うものとする。

⑴　市内業者（法人にあっては登記簿上の本店を、個人にあっては住民基本台帳法（昭和

42年法律第81号）による住所を八尾市内に有し、かつ、八尾市に法人市民税又は個人市民税の納税義務のある者をいう。）であること。

⑵　発注時点における八尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿において「土木一式工事」の発注にあっては「土木一式工事」に、「舗装工事」の発注にあっては「舗装工事」にそれぞれ登録されている者であること。

⑶　発注時点において電子証明書を取得し、かつ、八尾市電子入札システムを利用するために必要な登録（利用者登録）を完了していること。

（指名業者の選定）

第７条　指名業者の選定は、前条の基準を満たす有資格者の中から行うものとする。なお、「土木一式工事」の発注にあっては別に定める工事請負業者等級別格付基準により格付けされている者で、発注標準金額に対応する等級以上に属する有資格者を指名の対象とする。

２　指名業者の選定は、発注対象工事の位置する中学校区又は当該中学校区に隣接する中学校区に会社事務所が所在する者を指名の対象とする。

３　前２項の基準をすべて満たす指名の対象者のうち、第５条に規定する評価結果の合計値の上位の者から順に入札参加者として指名するものとする。

（その他）

第８条　地域貢献精通型指名競争入札を試行するにあたって、この要綱に定めのない事項又はこの要綱によりがたい場合は、委員会の審議を経て別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成25年11月15日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。